

利用者規約

利用者規約

第1条 (目的)

1. 本規約は、自治体等が地域住民等に施策ポイントを給付する事業（以下「本事業」といいます。）に関して、事業を実施する自治体等の施策ポイントの付与を受けるにあたって利用者の遵守すべき事項や付与の要件等を定めることを目的とするものです。
2. 本事業は、利用者であるマイナンバーカードを保有している地域住民等が事務局所定の手続きを経て、申込を行い、自治体等が本規約に定める要件を充足したと認めた場合に、自治体等所定の方法により当該連携給付事業者より施策ポイントの付与を受けることができます。
3. 利用者は、本規約の内容を承認のうえ、本規約に基づき施策ポイントの付与の申込（第4条に定める自治体等への申請および第9条に定める給付サービスの登録を合わせて、以下「本申込」といいます。）を行うものとします。また、本申込および施策ポイントの付与を受けるにあたっては、本規約のほか、対象給付サービスに係る利用規約その他の本申込および施策ポイントの付与に必要な自治体等の定めるガイドラインおよび連携給付事業者の規約等（以下、総称して「本規約等」といいます。）が適用されるものとします。

第2条 (定義)

- (1) 「マイナンバーカード」とは、行政手続における個人を識別するための番号利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードのことをいいます。
- (2) 「施策ポイント」とは、対象給付事業者（本条第1項9号に定義）が、対象給付サービス（本条第2項8号に定義）を通じて所定の要件で所定の利用者に付与するポイント、クーポン、現金等の総称をいいます。
- (3) 「自治体等」とは、地域住民等を対象に給付事業を行う地方公共団体（複数の地方公共団体からなるコンソーシアムを含む）、その他事務局が認めた団体の総称をいいます。
- (4) 「給付事業者」とは、次号に定義する給付サービスを提供し、かつ当該給付サービスにより、施策ポイントの付与を行うことが可能な事業者（キャッシュレス決済事業者、銀行、クーポン発行事業者等を含む）をいいます。
- (5) 「給付サービス」とは、所定の利用者に対し、施策ポイントの付与を行うことが可能なサービス（キャッシュレス決済サービス、銀行振込（銀行その他の預貯金取扱金融機関が当該利用者の預貯金口座に対して行う振込をいう。以下同じ。）、クーポン発行等を含む）をいいます。
- (6) 「事務局」とは、自治体等が地域住民等に対して行う給付事業を支援するサービス及びシステムを提供する一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいいます。
- (7) 「連携給付事業者」とは、本事業に関して自治体等との間で施策ポイントの付与の委託契約を締結した、給付サービスを提供する事業者をいいます。
- (8) 「対象給付サービス」とは、連携給付事業者が提供する給付サービスであって本申込にあたり、利用者が施策ポイントの付与を受けることを希望するものとして選択したものをいいます。
- (9) 「対象給付事業者」とは、対象給付サービスを提供する事業者をいいます。
- (10) 「利用者」とは、マイナンバーカードの保有者であって、本申込を希望する者ならびに自治体等への申請および対象給付サービスを選択して登録し、本申込を行う者を総称していいます。
- (11) 「施策申込者」とは、本申込が完了した者をいいます。

- (12) 「前払」とは、前払式支払手段（資金決済に関する法律第3条第1項に定義される。）の発行に係る対価の支払をいいます。
- (13) 「物品等の購入」とは、給付サービスを利用した商品もしくは権利を購入または有償で役務の提供を受けることをいいます。
- (14) 「利用者証明用電子証明書」とは、マイナンバーカードに格納され、本申込を希望する者が、利用者本人であることを証明する電子証明書をいいます。

第3条 （申請資格）

1. 利用者は、別途自治体等が定める要件（以下「申請要件」といいます。）を満たす場合に限り、自治体等への申請を行うことができます。利用者は、自らが申請要件を満たすことを確認の上、自治体等への申請を行うものとします。
2. 利用者は、本人によってのみ自治体等への申請を行うことができます。また、利用者本人のマイナンバーカード以外を用いて自治体等への申請をすることはできません。利用者が未成年者である場合には、法定代理人の同意を得て自治体等への申請を行うものとします。
3. 自治体等は、利用者がした自治体等への申請が利用者本人のマイナンバーカードによるものか否かの確認義務を負わず、次条に定めるところに従い、マイナンバーカードによる認証が行われた場合には、当該マイナンバーカードを保有する本人による申請であって、必要な同意は取得されたものとみなします。この場合において、当該本人に損害が生じた場合においても、自治体等は、自治体等の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、責任を負いません。
4. 利用者は、マイナンバーカードその他これらに付随して設定するセキュリティコード等（以下、総称して「カード等」といいます。）を第三者に使用させたり、第三者に知られたり、不正に使用されたりすることがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。自治体等は、カード等の管理不備によって利用者に生じた不利益または損害について、自治体等の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第4条 （申請手続等）

1. 利用者は、自治体等への申請にあたっては、マイナンバーカードによる認証の方法により、付与を申請する施策ポイントを提供する自治体等宛に、自治体等所定の事項（申請要件を満たすことを示す自治体等所定の情報を含みます。）を自治体等所定の方法により申告するものとします。なお、利用者は、第8条に基づく審査および本規約等に基づく施策ポイントの付与のために、申告された情報、事務局が提携する株式会社野村総合研究所（以下「NRI」といいます。）の提供するシステムを使用したマイナンバーカードによる認証の方法により送信される利用者証明用電子証明書の発行の番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第26条の規定により利用者証明用電子証明書に記録された事項をいう。以下同じ。）およびこれらに紐づいて自治体等が保有する情報を利用することを承諾します。また、当該マイナンバーカードによる認証に当たっては、利用者の本人確認を、NRIを署名検証者としてNRIのシステムによりマイナンバーカードに格納された利用者証明用電子証明書を利用することにより行い、これによってNRIのシステム上発行される個人番号を含まないID等を事務局に提供します。さらに、利用者証明用電子証明書の有効性確認を行うために、認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第44条に規定する認証業務情報をいう）を利用します。加えて、利用者は、自治体等が、利用者から券面事項入力補助用暗証番号の入力を受ける方法により、マイナンバーカードの券面事項入力補助アプリケーションに格納された利用者に関する情報を読み取る場合があることを承諾します。
2. 自治体等への申請の期間は、別途自治体等が定める期間とします。
3. 第1項に基づき利用者が自治体等への申請を行い、自治体等がこれを受け付けた場合には、自治体等は、速やかに第8条に定める審査を行います。
4. 自治体等が第1項の申請に従ってこれを受け付けた場合、利用者の申告に誤りがあった場合等であっても、自治体等は、以後の施策ポイントの付与に係る責任について、自治体等の責めに帰すべき事由による場合を除き責任を負いません。なお、申告に誤りがあった場合の訂正等については、第23条に定めるお問い合わせ先までお問い合わせください。

第5条 （代理申請の手続）

1. 第3条第2項の定めにかかわらず、利用者が15歳未満であって本人が自治体等への申請を行うことが困難である場合等、その他やむを得ない事由がある場合には、利用者は自らの法定代理人をして自治体等への申請を行うことができます。利用者に代わって自治体等への申請を行う者（以下「申請代行者」といいます。）は、本規約等を遵守のうえ、申請手続を行うものとします。この場合、第13条第1項および第2項の定めにかかわらず、第3条第1項に定義する申請要件を満たす法定代理人の保有する給付サービスの登録を行うことができます。
2. 自治体等は、申請代行者が利用者の法定代理人か否かの確認を行う義務は負わず、申請代行者による自治体等への申請によって利用者に損害が生じた場合においても、自治体等は、自らの責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、責任を負いません。

第6条 （自治体等への申請の受付ができない場合）

1. 以下の各号に定める場合には、第4条に基づく自治体等への申請を受け付けることができません。
2. 自治体は、前項により申請者の申請を受け付けることができない場合であっても、自治体の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負いません。

第7条 （申請情報の変更、取下げ等）

利用者は、自治体等への申請を行った場合、原則として、当該申請の取下げ、当該申請に係る情報の変更等を行うことはできません。その他、自治体等への申請の取下げ、変更等については、第23条に定めるお問い合わせ先までお問い合わせください。

第8条 （自治体等の審査）

1. 第4条に基づく申請を受け付けた場合には、自治体等は、当該申請に係る情報およびその他審査に必要な情報（利用者証明用電子証明書の発行の番号を含みますが、これに限られません。）に基づき、当該利用者が申請要件を充足するかどうか審査するものとします。
2. 前項の審査の結果、自治体等が当該利用者が申請要件を充足し、施策ポイントの付与対象であると判断した場合には、自治体等は、事務局所定の方法により、当該利用者に対し、施策ポイントの付与対象であることおよび付与される施策ポイント数あるいは付与されるクーポンの種類を通知します。
3. 前項の通知を受領した利用者は、次条に基づき、対象給付サービスの登録手続を完了した場合には、施策申込者として、対象給付サービスおよび施策ポイントの付与の要件および方法において、対象給付事業者所定の当該給付サービスに係る利用規約等およびこれに付随する施策ポイントの付与に係る特約（以下「給付事業者特約」といいます。）に従って施策ポイントの付与を受けることができます。

第9条 （施策ポイントの付与の手続等）

1. 前条第2項の通知を受領した利用者は、本事業の申込期間として自治体等または対象給付事業者が定める期間内に、本規約および対象給付事業者が定める方法に従って、対象給付サービスの選択を行い、前条第2項の通知所定の情報のほか、対象給付事業者所定の情報を入力し、対象給付事業者の審査を経て、対象給付サービスの登録が完了した場合には、施策申込者として、付与対象期間において、対象給付サービスについて自治体等が定める行為（以下「対象行為」といいます。）を行い、自治体等および対象給付事業者が施策ポイントの付与の要件を満たしたと認めるときに、施策ポイントの付与を受けることができます。なお、施策ポイント数の範囲内で、一対象給付サービスにおいて受け取るポイント数を利用者が任意に指定する必要がある場合は、対象給付サービスの選択時にその指定を行う（以下、利用者又は自治体等が施策ポイント数の範囲内で指定した一対象給付サービスにおいて受け取るポイント数を「事業者割当ポイント数」といいます。）こととし、事業者割当ポイント数が定められた場合には当該事業者割当ポイント数を上限にポイントが付与されます。また、事業者割当ポイント数を利用者が指定する場合であって、事業者割当ポイント数が施策ポイント数に満たないときに、当該満たない数量のポイントの付与を受けるためには、別途事業者割当ポイント数の変更を行うか、別の対象給付サービスを選択のうえ、対象給付サービスの登録を行う必要があるものとします。

2. 前項にかかわらず、対象給付事業者が対象給付サービスに係る利用規約等において別途ポイント付与の要件を定めた場合には、前項の要件に加え、当該要件（以下これらの要件を総称して「ポイント付与要件」といいます。）を満たしたときに対象給付サービスの登録および施策ポイントの付与を受けることができるものとします。
3. 第1項の付与対象期間は、別途自治体等が定める期間とします。
4. 施策ポイントの付与方法は、別途自治体等が定める方法とします。
5. 施策ポイントは、対象給付サービスに係る決済手段として付与される方法、当該決済手段とは異なる決済手段として付与される方法または施策ポイントを発行し当該施策ポイント相当額を金融口座からの引落金額と相殺する方法、施策ポイント相当額が引落金額を上回る場合に消費者の口座に発行した施策ポイント相当額を付与する方法、銀行振込による方法、対象給付サービスクーポンを付与する方法、クーポンの使用による割引額を対象給付サービスへ還元する方法、その他対象給付事業者が定める方法により付与されます。
6. 施策ポイントの付与時期は、別途自治体等が定める時期とします。
7. 第三者による本申込が行われた場合および施策申込者が本申込において誤った情報を申告することその他本申込手続の不備があった場合において、対象給付事業者および自治体等は、当該施策申込者に対して施策ポイントを付与する義務を負わず、その他本申込に関する責任も負わないものとします。
8. 利用者は、施策ポイントの付与がなされるかどうかについて、事務局所定の方法により自ら確認をするものとします。

第10条 （給付サービスの登録や施策ポイントの付与ができない場合）

1. 前条第2項に定める施策ポイントの付与要件を満たした場合であっても、以下に掲げる場合には、前条に定める対象給付サービスの登録や、施策ポイントの付与が行われないものとします。なお、自治体等および対象給付事業者は、以下に掲げる場合に該当するおそれがあると判断した場合には、対象給付サービスの登録や施策ポイントの付与を停止し、また、取り消すことがあります。
 - (1) 給付サービスの登録手続または対象行為がシステム障害等により施策ポイントの付与または対象給付サービスの提供を停止しているときに行われた場合
 - (2) 対象給付サービスのIDやセキュリティコード、口座情報等が無効なものであることが判明した場合
 - (3) 既ポイント付与額が、事業者割当ポイント数に達している場合（対象行為に係る施策ポイントの付与によって事業者割当ポイント数を超える場合は、当該超過部分について付与を行いません。）
 - (4) 施策ポイントを付与することで当該決済手段の上限額を超えてしまう場合（当該超過部分について付与を行いません。）
 - (5) 対象給付サービスの登録を行おうとする給付サービスについて既に対象給付サービスの登録（自治体等が実施する本事業のうち同一のものに係る登録に限る）が行われている場合
 - (6) 対象行為が第13条に定める非正常取引等その他本規約または対象給付サービスに係る利用規約等および給付事業者特約に違反する取引または行為であった場合
 - (7) 本規約または対象給付サービスに係る利用規約等および給付事業者特約に違反する行為があった場合
 - (8) 解除、取消等により対象行為に係る取引が無効となった場合
 - (9) 対象給付サービスに係る加盟店が対象行為に係る取引に関して対象給付事業者所定の期限内に売上情報を提供しない場合
 - (10) 対象給付事業者が対象給付サービスの利用規約等で施策ポイントの付与を行わない場合と定めている場合
 - (11) 本規約または対象給付サービスの利用規約等およびこれらに付随して自治体等または対象給付事業者が定める細則、ガイドライン等によって定める本事業の対象要件を満たさないことが判明した場合
2. 自治体等は、前項により施策ポイントの付与が行われない場合であっても、これにより生じた損害について、自治体等に責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負わないものとします。

第11条 （施策ポイントの譲渡禁止等）

1. 利用者および施策申込者は、自己に付与された施策ポイントに係る権利または施策ポイントの付与を受けることのできる地位を第三者に譲渡できないものとします。

2. 施策ポイントは、対象給付事業者が定める対象給付サービスに係る利用規約等に基づき利用することができます。ただし、自治体等が別途利用することができる店舗や用途、金額等を制限した場合は、これに従うものとします。

第12条 (施策ポイントの付与の取消)

1. 自治体等または対象給付事業者は、施策ポイントの付与を行った場合に、当該付与に係る取引が本事業の適用対象外であることが判明したとき、自治体等への申請要件もしくは施策ポイントの付与要件を満たさないことが判明したとき、または第10条第1項各号に該当することが判明したときは、施策申込者に対する施策ポイントの付与を取り消します。また、第16条に該当する場合には、誤って付与された施策ポイントを取り消すことがあります。
2. 前項に定めるときに、施策申込者に付与された施策ポイントが既に物品等の購入に係る決済に使用され、もしくは第三者に譲渡されていること等により取り消すことができない場合には、自治体等または対象給付事業者は、当該施策申込者に対し、付与された施策ポイントの相当額の金銭の支払（クーポンの場合は割引額に相当する額の金銭の支払）を請求することができるものとします。
3. 第1項の取消しは、対象給付事業者、自治体等の判断に基づき行われるものとします。ただし、当該取消しが行われたことにより、施策申込者に損害等が生じた場合であっても、対象給付事業者、自治体等は自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負わないものとします。
4. 施策申込者は、施策申込者が対象給付サービスに係る加盟店において、取引の取消しまたは当該取引に係る物品等の返品をする場合には、使用した対象給付サービスに係る利用規約等に従うものとします。

第13条 (非正常取引その他の禁止行為)

1. 利用者および施策申込者は、以下の各号に掲げる取引（以下「非正常取引」といいます。）を行ってはならないものとします。
 - (1) 他人の給付サービスを用いて決済した結果または金銭のチャージを実施した結果に基づいて、自己が施策ポイントの付与（対象給付サービスの登録を含みます。以下本項において同じ。）を受け、あるいは、当該他人以外の第三者に施策ポイントの付与を受けさせること
 - (2) 他人に付与された施策ポイントを不当に使用すること
 - (3) 他人のマイナンバーカードを用いて施策ポイントの付与を受けること
 - (4) 架空のマイナンバーカードの利用、施策ポイントに係るシステムへのサイバー攻撃や当該システムのバグ、エラー、脆弱性を殊更に利用等することによって、施策ポイントの付与を受ける要件を満たさないにもかかわらず、施策ポイントの付与を受けること
 - (5) 循環取引（例えば、2者が架空の商品の売買を双方で実施することで施策ポイントの付与を受ける等）や架空取引（例えば、給付サービスによる決済実施後に同額を現金で払い戻しを受け、施策ポイントの付与を受ける等）等、実態の伴わない取引または実質的に単一の取引（例えば、他人の決済手段を用いてチャージを行った際に施策ポイントの付与を受けたが、当該チャージ分を利用して商品等を購入し再度施策ポイントの付与を受ける等）に基づいて施策ポイントの付与を受けること
 - (6) 自治体等が定める施策ポイントの付与の要件について、事実と異なる申告をして施策ポイントの付与を受けること
 - (7) その他自治体等が、給付事業の趣旨に照らして不当であると判断した方法により施策ポイントの付与を受け、または使用すること
2. 利用者および施策申込者は、前項に定める取引のほか、以下の各号に定める取引または行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他人の決済手段や口座等を対象給付サービスとして登録すること
 - (2) 施策ポイントの付与を受けることができる地位について、第三者に譲渡、移転、その他の処分をすること
 - (3) 自治体等、事務局および対象給付事業者が運営するシステム等への不正アクセス、本給付事業に関するシステム等に過度な負荷をかける行為その他本事業の運営を妨害し、または妨害するおそれのある行為
 - (4) その他前各号に準じる行為

3. 前2項の定め違反した場合は、自治体等または対象給付事業者は、何らの通知または催告を行うことなく、施策ポイントの付与の取消し、当該施策申込者に付与された施策ポイントすべての取消しおよび当該施策申込者の施策ポイントの付与を受けることができる資格の取消しを行うことができるものとします。また、自治体等または対象給付事業者は、対象給付サービスに係る利用規約等に基づき、対象給付サービスの利用停止、会員資格等の取消しその他対象給付事業者が定める措置を行うことがあります。
4. 非正常取引および第2項に定める取引もしくは行為（以下「非正常取引等」といいます。）やそのおそれが生じたこと、利用規約等に違反する行為または施策申込者の責めに帰すべき事由により、対象給付事業者、自治体等その他第三者に損害が生じた場合には、施策申込者は、当該損害額に相当する金額を賠償するものとします。

第14条 （取引等の調査等）

1. 自治体等または対象給付事業者は、本規約に定める自治体等への申請要件や対象給付サービスの登録要件、施策ポイントの付与要件を満たさないおそれがあると判断した場合、非正常取引等、または、施策ポイントの不正もしくは不適切な利用が行われたおそれがあると判断した場合（以下本条において、これらの場合に該当すると判断された取引および行為を「非正常取引等」と総称します。）に、当該申請、登録や取引等を行った利用者または施策申込者について、施策ポイントの申請に係る情報、対象給付サービス登録手続の情報、施策ポイントの付与、使用状況や対象給付サービスの利用履歴や問い合わせ履歴その他、非正常取引等の判断に必要な情報を調査します。この場合、自治体等または対象給付事業者は、利用者または施策申込者に対し、電話、メール、訪問を行う方法その他の方法により、非正常取引等の存否等に関する調査を行うことができるものとし、利用者または施策申込者は、自治体等または対象給付事業者からの問い合わせに応じること、非正常取引等を行ったか否かに関する必要な回答をすることその他自治体等または対象給付事業者による調査に対して必要な協力を行うものとします。なお、利用者または施策申込者は、本項の調査に係る情報を自治体等と対象給付事業者が非正常取引等の調査、判断のために、互いに提供することに同意するものとします。
2. 施策申込者は、非正常取引等を行い、またはそのおそれがあると自治体等または対象給付事業者が判断した場合、対象給付事業者が自治体等に、以下の各号に掲げる情報およびこれに関する資料を届け出ること、ならびに届け出された情報が個人を特定しない形で連携給付事業者、連携給付事業者の加盟店およびそれらの委託先に対して、施策ポイントの付与等本規約等に基づく本事業の遂行、非正常取引等を行った者の特定および非正常取引等の防止のために提供されることに同意します。
 - (1) 非正常取引等を行った利用者および施策申込者の施策ポイントの付与・使用状況
 - (2) 非正常取引等を行った利用者および施策申込者について過去に連携給付事業者が取得した情報その他の関連情報の調査
 - (3) 非正常取引等を行った会員についての過去の問合せ等の履歴の調査
 - (4) 非正常取引等を行った利用者および施策申込者への対応の内容
 - (5) その他、非正常取引等に関して前項に基づく調査により取得した情報

第15条 （個人情報等の管理・連携）

自治体等は、本事業の運営にあたり、自治体等に適用される法令等に従い、利用者から取得した個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。なお、自治体等および事務局は、本事業を通じて取得した情報を本事業終了から5年間保存し、自治体等への申請の受付、施策ポイントの付与、問い合わせへの対応等、本規約等に基づく本事業の遂行に必要な範囲内で利用し、自治体等、事務局、対象給付事業者に提供するものとし、施策申込者はこれに同意するものとします。また、自治体等および事務局は、自治体等への申請の受付、施策ポイントの付与、問い合わせへの対応等、本規約等に基づく本事業の遂行に必要な範囲内で自治体等、事務局または対象給付事業者から利用者の個人関連情報（本事業のために利用者へ付されるID等、利用者の取引を特定するためのID等、施策ポイントの付与履歴等）を取得し、個人データとして利用するものとし、施策申込者はこれに同意するものとします。自治体等、事務局や連携給付事業者から利用者の個人関連情報（本事業のために利用者へ付されるID等、利用者の取引を特定するためのID等、施策ポイントの付与履歴等）を自治体等、事務局、対象給付事業者に提供し、自治体等、事務局、対象給付事業者がこれを個人データとして取得することがあります。さらに、自治体等は、利用者に関する個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。

第16条 (本申込の中止、解除等)

利用者による本申込または施策ポイントの付与について、利用者が誤って第三者の給付サービスに連携し、自治体等または事務局が本申込の中止、解除を認めた場合、利用者が本規約等に違反した場合、本規約等に定める申請要件、対象給付サービスの登録要件、施策ポイントの付与要件を満たさないことが判明した場合、または自治体等が第13条第1項各号または第2項各号に該当すると判断した場合には、本申込を中止もしくは登録を解除し、または施策ポイントの申込および付与を停止することがあります。この場合、自治体等は、本条に定める措置を講じるために必要な範囲で、連携給付事業者から、対象となる給付サービスのアカウントを特定する情報を取得します。

第17条 (紛失・盗難)

施策申込者が対象給付サービスの利用に係るカード、携帯端末その他の媒体等を紛失した場合および対象給付サービスが不正に利用され、施策ポイントが不正に利用された場合の取扱いについては、対象給付事業者の定めるところによるものとします。

第18条 (免責)

自治体等および事務局は、連携給付事業者、代理利用者またはその他の者と利用者または施策申込者との間に生じるトラブルや損害等について、自治体等の責めに帰すべき事由によるものでない限り、責任を負いません。

第19条 (事業の内容変更・終了)

1. 本事業は、いつでも終了、中止または内容を変更される場合があることを、利用者および施策申込者はあらかじめ承認するものとします。この場合、本事業が終了、中止または内容を変更される旨をホームページ上で告知するか、または利用者または施策申込者に通知するものとし、本事業は、当該告知または通知する期日をもって、終了、中止または変更されるものとします。
2. 自治体等は、本事業の終了、中止または変更により生じた損害について、自治体等の責めに帰すべき事由によるものでない限り、一切の責任を負わないものとします。

第20条 (規約の変更)

自治体等は、本事業の対象期間中に必要に応じて、本規約の内容を変更できるものとします。また、本規約の内容の変更は、WEBサイト上への公表その他自治体等所定の変更手続を履践した場合に効力を生ずるものとします。

第21条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第22条 (専属的合意管轄裁判所)

本規約に関して、利用者と自治体等との間に生じた紛争については、訴訟物の価額に従い、自治体等の所在地によって定まる簡易裁判所または地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 (問い合わせ先)

本申込に関する問い合わせ、苦情等は【自治体等の問い合わせ窓口】に対して行うものとします。